

埼玉県小学生バンドフェスティバル実施規定

平成16年4月30日施行

第1章 総 則

(大会の名称)

第1条 本大会の名称は、「埼玉県小学生バンドフェスティバル」とする。

(実 施)

第2条 埼玉県小学生バンドフェスティバルは、埼玉県吹奏楽連盟加盟の小学生が参加して毎年実施する。

(実施会場・日時等)

第3条 実施会場・開催要項その他必要事項については、全日本小学生バンドフェスティバル実施規定に準拠し、毎年3月末日までに埼玉県吹奏楽連盟理事会（以下理事会という。）でこれを定める。

2. 開催日については、西関東小学生バンドフェスティバル開催日の3週間以前とする。

第2章 参加部門および人員

(実施の部)

第4条 フロア部門を実施する。なお、フロア部門とは、アリーナフロア上での動作を伴う立奏を中心とした演奏形態の部門である。

(参加人員)

第5条 参加人員は次の通りとする。

フロア部門：80名以内（ドラムメジャー・指揮者は含まない）

第3章 参加資格

(参加資格)

第6条 構成メンバーは、同一小学校に在籍または校内外で活動する単独校、複数校混合の団体に在籍している小学生とする。

2. 少人数の団体の救済措置として、複数団体での合同出場を認める。

3. 在籍する小学校が出場する場合、当該校の部員が他の団体に出場することは認めない。

(参加数制限)

第7条 参加は1会員団体につき1編成の出場団体のみとする。

(指 揮 者)

第8条 指揮者の資格については制限しないが、団体の長が認めた者とする。

2.（追加）同一部門において指揮することが出来るのは1団体とする。ただし、例外として小学校の学校単位以外の団体を指揮する場合は複数団体を指揮することが出来る

(奏者の制限)

第9条 同一奏者が二つ以上の出場団体に重複して出場することは認めない。これに違反した者が出場した団体は、
全て失格とみなし審査の対象とならない。

第4章 演奏曲目および演奏時間等

(編 成)

第10条 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器を中心としたものを原則とする。なお、手具の使用は任意とする。

2.（追加）歌声については、スキャット・ハミング・歌詞を認める。

(演奏曲目および服装演技演奏形態)

第11条 出演団体は自由曲を演奏して審査を受けるものとし、服装・演技・演奏形態は自由とする。

(著作権および著作権隣接権)

第12条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないで出場することは認めない。

(演奏時間)

第13条 演奏時間は7分以内とする。演奏時間とは、演奏または演技の開始から終了までの時間をいう。

2. 本条に違反した場合は失格とし審査の対象にならない。

第5章 参加申し込み

(参加申し込み)

第14条 埼玉県小学生バンドフェスティバルに参加を希望する団体は、実施に先立ち、その年毎の実施要項によって決定された方法により、参加申し込みをするものとする。

(参加に関する費用)

第15条 参加に関する一切の費用は、参加団体の負担とする。

(申し込み内容の変更)

第16条 申し込み内容の変更は原則として認められないが、止むを得ず次の項目について変更する場合は、フェスティバル実施の前日までに理事長に、団体長による書面申請を行い承認を得ることとする。なお、口頭または電話のみによる申請は原則としてこれを認めない。本条の手続きを行わずにフェスティバルに出場した場合は、失格とし審査の対象とならない。

- (1) 指揮者
- (2) 演奏曲目および演奏順序

第6章 出演順・審査員および表彰

(出演順序)

第17条 参加団体の出演順序は、出演団体打ち合わせ会で決定する。なお、決定された出場順序に故なく欠場した出場団体は、棄権とみなし審査の対象とならない。ただし、突発事故等止むを得ない事由の伴うときは運営委員(会)の指示に従うものとする。

(審査員)

第18条 審査員は審査員選考委員会が人選し、理事長が委嘱する。

2. 審査員の数は原則として5名とする。
3. 審査方法は、別に定める審査内規による。
4. 審査員の委嘱後、審査員各個人の事由により審査不能の状態が生じ、補充困難な場合は、減員のまま審査を行うものとする。
5. 審査員の互選により、審査員長を1名を定め、審査員の統括を依頼することとする。

(表彰)

第19条 全出場団体に金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。また必要に応じて特別賞を贈る。

(受賞の取り消し)

第20条 大会終了後、出場団体の参加資格などに疑義を生じた時は、運営委員会がこれを調査審議し、その答申に基づき理事長は入賞を取り消すことができる。

第7章 県代表

(県代表団体の推薦)

第21条 西関東大会への推薦は、出演団体の賞にかかわらず、あらかじめ定められた代表数が、高得点の団体より推薦される。県代表団体は、西関東小学生バンドフェスティバル開催日の3週間以前に決定し、西関東吹奏楽連盟へ推薦・報告する。

第8章 付 則

(共催・後援・協賛)

第22条 埼玉県小学生バンドフェスティバル実施にあたって理事会が必要と認めた場合は、共催および後援・協賛団体を持つことができる。

2. 共催および後援・協賛団体から賞状・賞品の贈与を受けることができる。

第23条 **(実施細目等)**

埼玉県小学生バンドフェスティバル実施にあたって、本規定以外必要と認められる基準については、全日本吹奏楽連盟から示されるところによる。内規については理事会がこれを定め、実施細目等についてはその年度ごとに理事会の同意を得て、実行委員会がこれを定めることができる。

第24条 **(本規定の改廃)**

この規定は、理事会の議決により改廃することができる。

第25条 **(付 則)**

この規定は、平成16年4月30日より施行する。

2. 「埼玉県吹奏楽コンクール小学校部門および埼玉県マーチングフェスティバル小学校バンドの部実施規定」

は、平成16年4月29日をもって廃止する。

3. 平成20年2月19日から一部改正施行するものとする。
4. 平成23年3月1日に一部改正し、平成23年度の実施より適用するものとする。
5. 平成25年2月12日に一部改正し、平成25年度の実施より適用するものとする。
6. 平成26年2月18日に一部改正し、平成26年度の実施より適用するものとする。
7. 平成29年2月14日に一部改正し、平成29年度の実施より適用するものとする。
8. 平成31年4月23日に一部改正し、2019（令和元）年度の実施より適用するものとする。
9. 令和6年2月6日に一部改正し、令和6年度の実施より適用するものとする。
10. 令和7年2月4日に一部改正し、令和7年度の実施より適用するものとする。